

伝統的工芸品

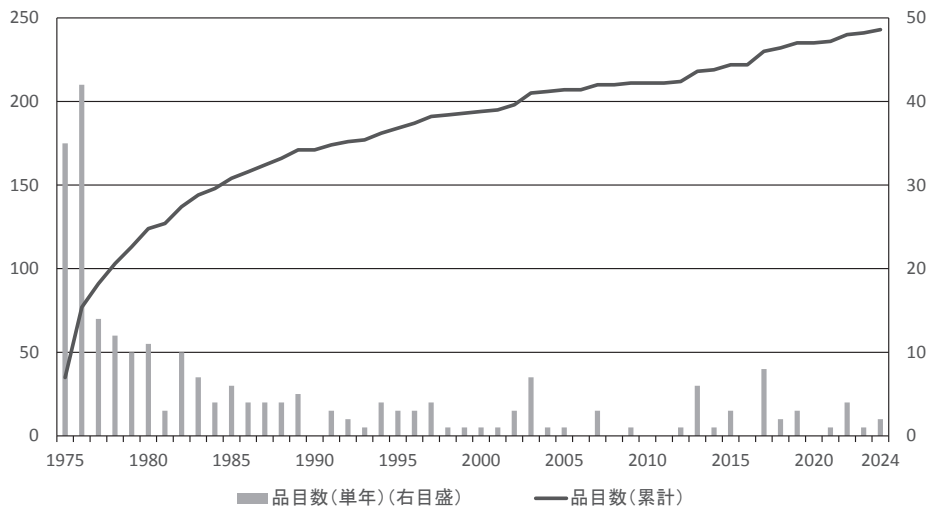
伝統的工芸品とは、①主として日常生活の用に供されるもの、②その製造過程の主要部分が手工業的なもの、③伝統的な技術又は技法により製造されるもの（具体的には100年以上の歴史がある）、④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの、⑤一定の地域において少ない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているもので、上記5つの項目を全て満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことをいう。業種別では、織物38品目、染色品14品目、その他繊維製品5品目で繊維関係品合計57品目、木工品・竹工品33品目、陶磁器32品目、漆器23品目が上位で、都道府県別では、東京都22品目、京都府と新潟県17品目、沖縄県16品目、愛知県15品目の順となっている。1975年の登録開始時には35品目が登録され、その後も登録が続き、増加の勢いは緩やかになったものの、直近の2024年10月時点では243品目まで増加している（図表）。伝統的工芸品登録により伝統マーク使用が可能となり差別化につながるほか、補助金の利用も可能となるなどのメリットもあり登録が増加しているものと思われる。

一方で、産業としてみた場合、経済産業省伝統的工芸品産業室の説明資料（2022年7月）によれば、生産額は1998年度2,784億円→2020年度870億円に減少、また従業員数は1998年度116千人→2020年度54千人に減少し、厳しい状況にあることを示している。背景には、生活様式の変化や規格化・工業化された安価な生活用品の普及など複合的な要因があるものと考えられる。しかしながら、近年では、SDGsの浸透やインバウンド増加に伴い日本の伝統産業が見直されている。伝統工芸品は、地域独自の自然文化が反映された手仕事による伝統のある製品であり、持続可能な社会への意識変化とも相性が良く、インバウンドの求める日本文化・芸術を代表するものともいえよう。

従来から、新たな活路を求めて、伝統的工芸品の輸出による販路拡大の努力や、それに合わせたデザインの変更など様々な努力を行ってきているものの、輸出となると輸出手続き、現地販売先確保など障壁も高く全てが順調とはいかないようである。一方で、インバウンド消費は、輸出と同様の効果を持ち、コロナ禍以降インバウンド数は過去最高を記録している。そのような状況を勘案すれば、中小企業にとって輸出は難しくとも、インバウンド向けの販路開拓やニーズ対応を一層強化することは、輸出に比べれば比較的容易であり、産業としての活性化にもつながるのではないだろうか。

（商工総合研究所主任研究員 川島宜孝）

（図表）伝統的工芸品指定品目数の推移



（資料）経済産業省「国が指定した伝統的工芸品243品目（2024年10月17日時点）」より筆者作成